

第5 泡消火設備

1 共通事項

- (1) 加圧送水装置等（ポンプを用いるもの及び高架水槽を用いるものに限る。）

イ 設置場所

第2 屋内消火栓設備：4.(1).イ又は(2).イを準用すること。

ロ 機器

第2 屋内消火栓設備：4.(1).ロ又は(2).ロを準用すること。

ハ 設置方法

第2 屋内消火栓設備：4.(1).ハ又は(2).ハを準用すること。

- (2) 水源

第2 屋内消火栓設備：3を準用すること。

- (3) 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下第5において「配管等」という。）は、省令第18条第4項第8号の規定によるほか、次によること。

イ 機器

第2 屋内消火栓設備：5.(1)を準用すること。

ロ 設置方法等

(イ) 配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法、補助ポンプ等を用いる方法等で、常時充水しておくこと。（一斉開放弁（乾式流水検知装置を用いた方法の場合は、当該流水検知装置）から泡放出口までの部分を除く。）◆

(ロ) 駐車のために供される部分、車両が通行するスロープ等（以下第5において「駐車のために供される部分等」という。）では、車両が配管等へ接触することによる折損・破損事故を防止する措置が講じられること。◆

- (4) 非常電源、配線等

政令第15条第7号、省令第18条第4項第13号及び省令第18条第4項第7号の規定による非常電源、配線等は、第2 屋内消火栓設備：8を準用すること。

- (5) 貯水槽等の耐震措置

省令第18条第4項第16号の規定による地震による震動等に耐えるための有効な措置は、第2 屋内消火栓設備：7を準用すること。

- (6) 標識

省令第18条第4項第10号ロ(ホ)に規定する標識は以下のとおりとする。

イ 操作部に設ける標識は「手動式起動装置(泡消火設備)」と表示した短辺10 cm以上、長辺30 cm以上、色は地を赤色とし文字は白色とすること。◆

ロ 接続口に設ける標識は「ホース接続口(泡消火設備)」と表示した短辺10 cm以上、長辺30 cm以上、色は地を赤色とし文字は白色とすること。◆

2 固定式

- (1) ポンプの吐出量

省令第18条第4項第9号ハ(イ)に規定するポンプの吐出量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、次によること。

イ 隣接する2放射区域(政令別表第一(13)項ロの防火対象物の用途に供される部分にあつては、

一放射区域)の面積が最大となる部分に設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液の毎分当りの量以上の量とすること。◆

- ロ 省令第18条第4項第9号の規定が準用する省令第12条第1項第7号ハ(ニ)ただし書により、ポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合にあっては、第2 屋内消火栓設備：4. (1).ハ.(イ)を準用すること。この場合、他の消火設備が作動した際に、ウォーターハンマー等で泡消火設備の一斉開放弁が作動しないようにされていること。

(2) 水源の水量

省令第18条第2項第1号及び第2号に規定される水源の水量は、次によること。

- イ 前(1).イに定める泡ヘッドを同時に使用した場合に10分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量とすること。◆
- ロ 他の消火設備等と併用する又は兼用する場合にあっては、それぞれの規定放水量を加算して得た量以上の量とすること。
- ハ 上記のほか、省令第18条第2項第5号に規定する泡水溶液、ポンプから最遠の2放射区域までの配管を満たす量を造るのに必要な水量を加算すること。

(3) 放射区域

省令第18条第4項第5号に規定される放射区域及びフォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備の放射区域は、次によること。

- イ 自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車場の用に供される部分（以下第5において「駐車場等の部分」という。）にあっては、一の放射区域の面積が50㎡以上となるように設けること。ただし、不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が一部分に限定される場合にあっては、放射区域の面積を50㎡以下とすることができるものであること。
- ロ フォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる政令別表第一(3)項ロの用途に供される部分の泡消火設備の放射区域は、当該部分の床面積の1/3以上の面積で、かつ、200㎡以上（当該面積が200㎡未満となる場合にあっては、当該床面積）となるように設けること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等◆

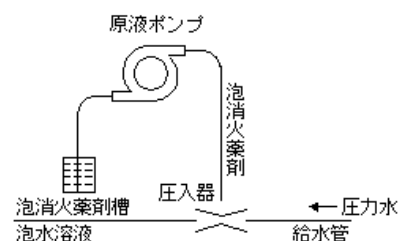
泡消火薬剤混合装置は、省令第18条第4項14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

- イ 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナル方式、プレッシャー・プロポーショナル方式又はポンプ・プロポーショナル方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。

※ 混合方式

① プレッシャー・サイド・プロポーショナル方式

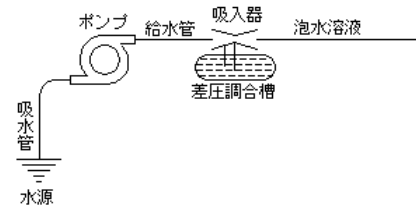
送水管途中に混合器（圧入器）を設け、泡消火薬剤槽から泡原液ポンプで泡原液を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第5-1図参照）



第5-1図

② プレッシャー・プロポーショナー方式

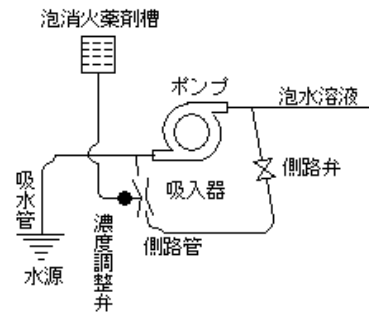
送水管途中に差圧調合槽と混合器(吸入器)を接続して、水を泡原液槽内に送り込み、原液の置換えと送水管への泡原液吸込作用との両作用によって流水中に泡原液を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とするもの(第5-2図参照)



第5-2図

③ ポンプ・プロポーショナー方式

加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側とを連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた混合器(吸入器)にポンプ吐出水の一部を通し、濃度調整弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤槽からポンプ吸水側に泡原液を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの(第5-3図参照)



第5-3図

ロ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、概ね1分以内であること。

ハ 泡消火薬剤と水を混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器(以下「混合器」という。)又は泡消火薬剤と水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管設備とする場合にあっては、この限りでない。

(5) 泡放出口◆

イ フォームヘッド(合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。)は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、評定品を使用すること。

ロ 評定品であるフォームヘッドを用いる場合は、性能評定時に組み合わせを指定された泡消火設備を用いること。(フォームヘッドのメーカーの技術資料等により確認する。)

(6) 泡放出口の配置等◆

省令第18条第1項第2号及び第3号の規定並びに評定品の仕様によるほか、駐車場等の部分に設けるフォームヘッド(合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。)は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

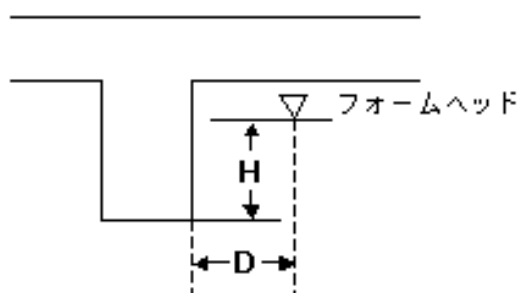
イ 使用するフォームヘッドの許容取付高さ(ヘッドごとに決められたヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。)において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。ただし、側壁型のフォームヘッドは設計仕様の水平距離内に設けること。

ロ 配置形による間隔

第3 スプリンクラー設備：別表第3-1を参照すること。

ハ はり、垂れ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第5-4図、第5-1表の例によること。ただし、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が他のフォームヘッドにより有効

に警戒される場合にあつては、この限りでない。



第5－4図

D (m)	H (m)
0.75 未満	0
0.75 以上 1.00 未満	0.10 未満
1.00 以上 1.50 未満	0.15 未満
1.50 以上	0.30 未満

第5－1表

二 防火対象物内の駐車のために供される部分等で、機械式駐車機器等で複数の段に駐車できるものは、最上段の天井部分の他、下段に対しても泡が放射されるように、車両の背面又は車両の間に配管を立ち下げてフォームヘッドを設置すること。この場合、感知用のヘッドは、天井面のみ設置することで支障ない。

なお、側壁型で性能評定されたフォームヘッドを設置する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるよう設置すること。ただし、構造体によって最下段以外の段に設置できないものは、構造体の1つのユニットの周囲全体から放射できるように、周囲に設置すること。

(7) 起動装置◆

イ 自動式の起動装置

省令第18条第4項第10号イの規定によるほか、次によること。

(イ) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下第5において「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合

a 自動起動用ヘッドは放射区域ごとに次により設けること。

(a) 標示温度は、79度未満のものを使用し、自動起動用ヘッド1個の警戒面積は、20㎡以下とすること。

(b) 取付面の高さは、感度種別が2種の自動起動用ヘッドにあつては床面から5m以下（自動起動用ヘッド1個の警戒面積を11㎡以下とする場合は10m以下）、また、感度種別が1種の自動起動用ヘッドにあつては床面から7m以下（自動起動用ヘッド1個の警戒面積を13㎡以下とする場合は10m以下）とし、火災を有効に感知できるように設けること。（第5－2表参照）

※ 自動起動用ヘッドを設ける位置がこれらの高さを超える場合は、次の(ロ)により感知器で起動させること。

第5－2表 自動起動用ヘッドの設置方法

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1 種	20 ㎡以下	7 m以下	2 種	20 ㎡以下	5 m以下
	13 ㎡以下	10m以下		11 ㎡以下	10m以下

b 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第3スプリンクラー設備：1.(9).イ.(イ)の例によること。

(ロ) 感知器を用いる場合

- a 感知器は、放射区域ごとに省令第 23 条第 4 項に規定される基準の例により設けること。この場合、感知器の種別は、努めて熱式の特種（定温式に限る。）、1 種又は 2 種を使用すること。
 - b 非火災報による誤作動対策を講じる場合は、第 6 不活性ガス消火設備：1.(15). チ.(ロ)を準用することができる。
- ロ 手動式の起動装置
 - (イ) 省令第 18 条第 4 項第 10 号ロ(ロ)の規定による手動式の起動装置は、手動式の起動装置を放射区域ごとにその直近に 1 個を設けること。
 - (ロ) 駐車用の用に供する部分等に設ける手動式の起動装置には、車両の衝突による破損を防ぐための防護措置がなされていること。
 - (ハ) 政令別表第一(13)項ロの用途に供される部分にあつては、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結して、それぞれ 1 個設けること。
- ハ フォームヘッドによる固定式泡消火設備（駐車用の用に供される部分等に設けるもの）は、前イの自動起動装置及び前ロの手動式の起動装置を設置すること。
- (8) 自動警報装置等

省令第 18 条第 4 項第 12 号の規程によるほか、次によること。

 - イ 一の流水検知装置が警戒する区域の面積は、3,000 m²以下とし、2 以上の階にわたらないこと。ただし、工場、作業所等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合には、当該面積を 1,200 m²以下とすることができる。◆
 - ロ 音響警報装置は、第 3 スプリンクラー設備：1.(8). ロによること。
- (9) 制御弁等◆
 - イ 泡消火設備の配管には、前(8)の自動警報装置を設置する系統ごとに省令第 14 条第 1 項第 3 号に規定する制御弁を設置すること。
 - ロ 各放射区域の一斉開放弁（仕切弁一体型のものを除く。）の一次側及び二次側には仕切弁を設置すること。
- (10) 泡消火薬剤の貯蔵量◆

省令第 18 条第 3 項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前(2). イに定める泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。
- (11) 泡消火薬剤貯蔵槽
 - イ 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものにあつては、圧力計を設けること。
 - ロ 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。
 - ハ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の適用を受けるものにあつては、当該法令に規定される基準に適合するものであること。
- (12) 配管の摩擦損失計算等

配管の摩擦損失計算は「配管の摩擦損失計算の基準（平成 20 年消防庁告示第 32 号）」によるほか、次のいずれかの方法によること。

 - イ 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放射圧力の増加に伴う放射量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法
 - ロ (3)に定める放射区域に設置する各泡放出口からの放射量（個々の放出口の仕様書による。）を標準放射量として摩擦損失計算を行う方法（各放射区域の泡放出口をトーナメント配管により設けるものに限る。）

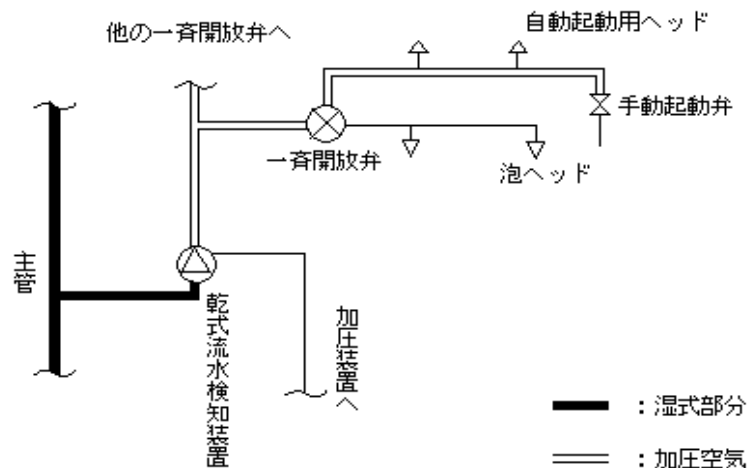
3 乾式流水検知装置を用いた方式

常時配管内を充水とすることにより凍結による障害が生じるおそれがある場合にあっては、次により乾式流水検知装置を用いた泡消火設備を設置することができる。(第5-5図参照)

- (1) 乾式流水検知装置の二次側配管は、第3 スプリンクラー設備：4.(5)を準用すること。
- (2) 自動起動用ヘッドの形状は、第3 スプリンクラー設備：4.(6)を準用すること。
- (3) 乾式流水検知装置の二次側に圧力を設定するための加圧装置の供給能力は、第3 スプリンクラー設備：4.(2)を準用すること。
- (4) 本方式に用いる一斉開放弁は、空気圧により正常に作動するものを用いること。

※ 本方式は、乾式流水検知装置から、一斉開放弁及び自動起動用ヘッドまでの配管内を常時加圧ガスで充満しておき、凍結による障害を防止する方式の泡消火設備である。

また、凍結防止を考慮した泡消火設備としては、予作動式流水検知装置を用いて当該流水検知装置の二次側配管を乾式として自動起動用ヘッドの作動又は一斉開放弁の作動前に感知器等の作動と連動して当該流水検知装置を作動させるものもある。



第5-5図 乾式流水検知装置を用いた泡消火設備系統例

4 移動式

- (1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分

省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所は、防護対象となる部分が次によるものであること。

なお、開口部が一面のみにある場合や壁面の下方部のみにある場合等開口部が偏在する等で、法第2条第4号の防火対象物関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは、「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」とは取り扱えない。

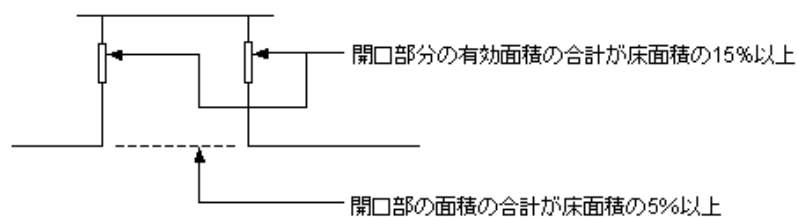
また、開口部には、火災時に閉鎖されることを前提とする開口部（延焼のおそれのある部分の開口部等）は含むことはできない。

イ 駐車場等の部分に設けるもの

(イ) 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分

(ロ) 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上ある部分（国土交通大臣の認定を受けているものを除く。）

- (ハ) 長辺の一边の全面について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されている部分
- (ニ) 四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部50cm以上の部分が常時外気に開放されている部分
- (ホ) 天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（物品が置かれる等して、閉鎖されるおそれのないものに限る。）の有効開口面積の合計が当該場所の面積の合計の15%以上確保されている部分
- (ヘ) 地上階にある防護区画で、当該防護区画外から手動又は遠隔操作により容易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）開放することができる次のいずれかの開口部分（外気に面する扉等）を有するもの
 - a 排煙上有効な開口部分の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの
 - b 有効な排煙装置を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上（有効な排煙装置とは、5回毎時以上の排煙能力のあるもの）のもの
 - c 排煙上有効な越屋根を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの（排煙上有効な越屋根とは、越屋根部分の開口部の面積の合計が床面積の5%以上あるものをいう。）（第5-6図参照）



第5—6図 越屋根の例

※ (ロ)、(ホ)及び(ヘ)において、開口部の割合を算定する基準となる床面積は、移動式泡消火設備で防護する部分の水平投影面積とする。

- ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

政令別表第一13項ロの用途に供される部分又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機等の発着の用に供されるもの（以下第5において「飛行機又は回転翼航空機の格納庫等」という。）にあつては、次に掲げる部分

 - (イ) 前イに掲げる部分。ただし、13項ロの防火対象物又は13項ロの用途である部分にあつては、主たる用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものを除く。
 - (ロ) 航空機の格納位置が限定されるもので、当該床面積（格納される航空機の全長に全幅（回転翼そのものは含まない。）を乗じた数値を床面積とする。）以外の部分
- (2) ポンプの吐出量

省令第18条第4項第9号ハ(イ)に規定されるポンプの吐出量は、次の量以上とすること。

 - イ 駐車場等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）に130L/minを乗じて得た量以上の量
 - ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）に260L/minを乗じて得た量以上の量
 - ハ ポンプを他の消火設備と併用等する場合にあつては、第2 屋内消火栓設備：4.(1).

ハ.(イ)によること。

(3) ポンプの全揚程

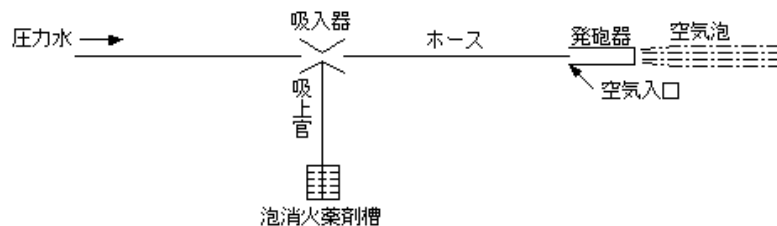
省令第18条第4項第9号ハ(ロ)に規定されるノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m以上とすること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等

イ 混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー式（ピックアップ方式を除く。）とすること。

※ ライン・プロポーショナー方式

送水管系統の途中に混合機（吸入器）を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの（第5—7図参照）



第5—7図

ロ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

ハ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納するか又はその直近（おおむね5m以内）に設置すること。

二 泡消火薬剤の貯蔵量及び泡消火薬剤貯蔵槽は、前2.(10)及び(11)によること。

(5) 起動装置

省令第12条第1項第7号への規定の例により設けるほか、配管内における圧力の低下を検知してポンプを起動させるものは、第2 屋内消火栓設備：6を準用すること。この場合の起動用水圧開閉装置の設定圧力は「 $H_1 + 0.4\text{MPa}$ 」とする。

(6) 泡放射用具格納箱の構造及び表示

イ 構造

第2 屋内消火栓設備：9.(2).ハの例によること。ただし、扉の表面積にあつては 0.8 m^2 以上のものとする。

ロ 灯火及び表示

(イ) 加圧送水装置の始動を明示する表示灯を第2 屋内消火栓設備：9.(2).ヘ.(ロ)及び(ハ)の例により設けること。

(ロ) 省令第18条第4項第4号イに規定する「移動式泡消火設備」の表示は、短辺10cm以上、長辺30cm以上の大きさとなるよう表示すること。◆

(7) ホース接続口◆

第2 屋内消火栓設備：9.(2).ニ.(イ)の例により設けるほか、開閉の操作は、2動作以下でできるものとし、かつ、水のみを放射することができる構造とすること。

(8) ホース及びノズル◆

ホースの長さは、ホース接続口から防護対象物の各部分に消防用ホースを延長した場合に有効に放射できる長さとする。この場合のホースの全長は20m以下とすること。

(9) 配管の摩擦損失等

配管の摩擦損失計算等は「配管の摩擦損失計算の基準（平成 20 年消防庁告示第 32 号）」によるほか、各ノズルの放射量を、駐車場等の部分にあつては 130 L/min、飛行機又は回転翼航空機の格納箱等にあつては 260 L/min として摩擦損失計算を行うこと。